

1 届出が必要な施設(ばい煙)

施設の種類	規模要件	施設の例
ボイラー	燃料の燃焼能力重油換算50L/h未滿かつ伝熱面積8㎡未滿のものが2基以上あって、その伝熱面積合計8㎡以上	

※上記以外のボイラーについては、その規模等により、大気汚染防止法又は鹿児島県公害防止条例（以下「県条例」という。）による規制が適用されることがあります。

2 届出が必要な施設(粉じん)

施設の種類	規模要件	施設の例
鉱物又は土石の堆積場	面積300㎡以上500㎡未滿	 木材チップ又は木粉の堆積場
ベルトコンベア (鉱物・土石運搬用)	ベルト幅30cm以上75cm未滿	
ベルトコンベア (セメント運搬用)	ベルト幅30cm以上60cm未滿	
木材チップ又は木粉の 堆積場	面積150㎡以上300㎡未滿	
木材チップ・木粉 堆積用の吐出施設	送風機の原動機定格出力3.75kW以上	
製材用の 帯のこ盤又は丸のこ盤	原動機定格出力7.5kW以上	

※上記施設の規模要件に「～未滿」とあるものは、その規模により、大気汚染防止法又は県条例による規制が適用されることがあります。

3 届出が必要な施設(汚水)

施設の種類	規模等要件	施設の例
水産食料品製造工場	鮮魚(単に冷凍されたものを含む。)を仕入れて加工するもの。鮮魚小売店は除く。	 内水面養殖場
内水面養殖場	養殖池総面積 1,000㎡以上	
碎石場	水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を有するものを除く。	 ガソリンスタンド
石材加工場	動力切断機又は動力研磨機を有するもの	
ガソリンスタンド	自動式車両洗浄施設を有するものを除く。	
自動車整備工場	屋内・屋外の作業場面積合計100㎡以上 300㎡未滿	
機械修理工場	屋内・屋外の作業場面積合計100㎡以上	

※上記施設の規模等要件を満たさない場合でも、水質汚濁防止法又は県条例による規制が適用されることがあります。